照古苑 ひまわりホーム料金表 【1割】

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険サービス	①1割負担分	ユニット型個室	625円	691円	762円	828円	894円
		上段【日額】 下段【月額】	18,750円	20,730円	22,860円	24,840円	26,820円
	②加算	日常生活継続支援加算・・・【注1】			46円	× 30 =	1,380円
		サービス提供体制加算イ・【注2】			18円	× 30 =	540円
		看護体制加算(I)			12円	× 30 =	360円
		精神科医療養指導加算			5円	× 30 =	150円
		個別機能訓練加算			12円	× 30 =	360円
		口腔衛生管理体制加算・【月額】			30円		30円
		栄養ケアマネジメント加算			14円	× 30 =	420円
	① 介護職員処遇改善加算(I) 【月額分で計算】		算定した単位数の1000分の83に相当する単位数				
		【月額分で計算】	1,780円	1,945円	2,121円	2,286円	2,450円

- ●【注1】【注2】はどちらか一方が加算の算定項目となります。
- 初期加算・療養食加算・看取り介護加算などサービスを提供した際には提供した加算分が追加 となります。
- 介護職員処遇改善加算は①+②×0.083の計算になります。【注1】日常生活継続支援加算で計算を行っています。加算の算定項目に応じて介護職員処遇改善加算の単位も変動します。

介護保険外サービ		利用者負担額 第1段階	300円	×	30	=	9,000円
		利用者負担額 第2段階	390円	×	30	=	11,700円
		利用者負担額 第3段階	650円	×	30	=	19,500円
		上記以外の方	1,380円	×	30	=	41,400円
	⑤居住費	利用者負担額 第1段階	820円	×	30	=	24,600円
		利用者負担額 第2段階	820円	×	30	=	24,600円
		利用者負担額 第3段階	1,310円	×	30	=	39,300円
ス		上記以外の方	1,970円	×	30	=	59,100円
	⑥事務管理費		50円	×	30	=	1,500円

一月分で計算	自己負担合計	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6))	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	ユニット型 個室	利用者負担額 <mark>第1段階</mark>	58,330円	60,475円	62,781円	64,926円	67,070円
		利用者負担額 第2段階	61,030円	63,175円	65,481円	67,626円	69,770円
		利用者負担額 第3 <mark>段階</mark>	83,530円	85,675円	87,981円	90,126円	92,270円
		上記以外の方 <mark>第4段階</mark>	125,230円	127,375円	129,681円	131,826円	133,970円

● 月30日で計算してあります。

その他の料金 埋美容代		実費負担額				
	電気代	利用者が居室内において使用する家電品1点につき1日あたり50円				

利用者負担額について

非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に対して食費・部屋代の負担軽減が受けられます。

非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。お住まいの市役所等へ申請など手続きが必要となります。

詳しいことは市町村の窓口までお問い合わせください。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

初期加算(30円)

入所日からの30日間、または1月を超える入院後の再入所の際に30日間加算されます。

入院·外泊時加算(246円)

利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定致します。

療養食加算(18円)

医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

経口移行加算(28円)

経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理 を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

経口維持加算(I)(400円)が加算される場合があります。

著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は 又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合 に加算されます。

経口維持加算(Ⅱ)(100円)

摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算(120円)

若年性認知症の方に対してサービスを提供した場合の加算です。

口腔衛生管理加算(110円)

口腔機能維持管理体制加算を算定している場合で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の加算です。

看取り介護加算

以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への 説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

死亡日以前4~30 日	1 日	144円
死亡日の前日・前々日	1 日	680円
死亡日	1 日	1.280円

なお在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて、

1.退所前訪問相談援助加算(1回につき460円)

3.退所時相談援助加算(1回につき400円)

2.退所後訪問相談援助加算(1回につき460円)

4.退所前連携加算(1回につき500円)

を加算する場合があります。